

議 事 内 容

専務理事	<p>皆様、ご着席ください。</p> <p>本日の「第25回常設審議委員会」については、審議委員の総数19名に対し15名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>第25回常設審議委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。</p> <p>新年度に入りまして、皆さまお忙しいことと思います。色々なところで新しい体制がスタートしたかと思いますが、この常設審議委員会も今年度1回目でございます。ご承知のように、今年度は新体制に移行する中で、あと4つの市と町が残っておりますけれども、佐賀市が既に終わりをまして、あとは有田町、7月には武雄市、嬉野市が新体制となれば、20市町全ての農業委員会で新体制への移行が完了することになります。推進委員の活動や農業委員と推進委員の連携など、地域の実情に合わせた形で活動が展開されることと思っております。</p> <p>ところで、本日の常設審議委員会では、農地法による農業委員会からの意見聴取について、農地法第4条・1件、第4条と第5条の混合案件・1件、第5条・6件、合計8件となっております。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>また、本日は農業公社の方から出席いただいております。農地法による意見聴取の後に、「農地利用の最適化」のための農業公社の取り組みについてお話しいただきますので、最後までよろしく申し上げます。</p>
専務理事	<p>それでは、審議に入ります前に、農業委員会会長・事務局長申し合わせ事項について、ご報告させていただきます。</p> <p>(資料1-1、1-2により報告)</p>
専務理事	<p>それでは、常設審議委員会に入りたいと思いますが、農業会議定款第45条の規程に基づき、議長を会長に申し上げます。</p>
議 長	<p>只今から議事に入ります。</p> <p>議事録署名者として、鳥栖市・堤委員と有田町・藤委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。</p>
議 長	<p>それでは、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。</p> <p>一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局及び農業会議事務局から説明をお願いします。</p>

農業会議事務局

(前月の審議案件の結果について報告)

〇〇農業委員会の提出案件ですが、農業会議に説明の要請がありましたので、事務局が説明いたします。

整理番号4-1、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会より説明いたします。

整理番号4・5-1、〇〇〇〇申請の牛舎用地への転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地ですが、用途区分の変更である場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会より説明いたします。

整理番号5-1、〇〇〇〇申請の工場の敷地拡張用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張であって、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-2、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会より説明いたします。

整理番号5-3、〇〇〇〇申請の事業地拡張用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張であって、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会より説明いたします。

整理番号5-4、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会より説明いたします。

整理番号5-5、〇〇〇〇申請の工事中道路及び仮設備ヤード用地への一時転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-6、〇〇〇〇申請の工事中道路及び作業ヤード用地への一時転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議 長

ただいま、農地法第4条関係1件、第4条及び第5条関係1件、第5条関係6件、合計8件について説明がありました。
ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議 長

はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

(意見・質問・異議なし)

委員一同

ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。

議 長

それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

委員一同

挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議 長

次に、農地法第4条及び第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の牛舎用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

(意見・質問・異議なし)

委員一同

ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。
それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手多数)

議 長

挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の工場の敷地拡張用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の事業地拡張用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員		資料17ページの計画平面図にある、平成30年5月完成予定と書かれている新築倉庫については、資金計画の中に建設費が入っておりませんが、これについて、今回の資金計画というのは拡張地の3,200㎡に係る部分のみの資金計画という理解でよろしいでしょうか。
〇〇農業委員会		今おっしゃられたとおりでございます。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	排水計画に、雨水は敷地内側溝を經由し西側水路へ放流となっていますが、西側は水路になっているのですか。
〇〇農業委員会	実際西側には水路がありまして、20ページの地図では見えませんが、21ページの土地利用計画図を見ていただくと西側は水路となっておりますので、ご確認をお願いします。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の工事用道路及び仮設備ヤード用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	今回1年間延長する形での申請ですが、当初の一時転用期間はどのようになっていたかお教えいただきたいです。
〇〇農業委員会	実際の期間は今ここでは把握しておりませんが、3年間です。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)

議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	最後に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の工事中道路及び作業ヤード用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員		この案件も、先程と同様に、既に3年経つのでその延長との理解でよろしいでしょうか。
〇〇農業委員会		はい、当初の期間が平成30年3月31日まででしたので、切れてしまっているのですが、その延長となります。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員		1年間延長となっている理由は、工期の遅れか、予算の問題かどちらでしょうか。
〇〇農業委員会		工期の遅れによるものです。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	以上、本日意見を求められた農地法第4条関係1件、第4条及び第5条関係1件、第5条関係6件、合計8件について、各市町農業委員会会長に異議なしとして回答することといたします。
議	長	続きまして、「農地利用の最適化」のための農業公社の取り組みについて、農業公社よりお願いします。

農 業 公 社	(資料により説明)
議 長	ありがとうございました。 皆さま方より、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問等)
議 長	ありがとうございました。 それでは、以上をもって、議事を終了いたします。
	《 議 事 終 了 》
専 務 理 事	最後に、その他の項目に移ります。
農業会議事務局	(資料3～5について説明)
専 務 理 事	ありがとうございました。 以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

1 4 時 5 0 分